

太陽 Grant Thornton ・ アドバイザリーインサイト

コーポレートファイナンス

今回のテーマ： 英国国家安全保障・投資法の概要

はじめに

2021年4月29日、英国において国家安全保障を脅かす可能性のある産業等に対する出資を規制する国家安全保障・投資法（National Security and Investment Act、以下「NSI法」といいます。）が成立、同年7月20日には、同法が2022年1月4日より施行されることが決定しました。同法は出資額の多寡に関わらず適用されるものであり、今後日系企業の投資行動にも影響を及ぼす可能性があることから、本稿では改めて同法の概要をお伝えするとともに、今後見込まれる英国企業を対象とするM&Aへの影響について考察します。なお、本文中意見や見解に関わる部分は、私見であることを予めお断りします。

NSI法の概要・留意点

(1) 強制届出制度

NSI法では、英国において機微な事業分野（Sensitive sectors）を営む企業等に出資する場合、投資家が所管大臣（ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS））に届け出ることを義務付けており、該当する分野は、以下の17分野とされています。

1	Advanced materials
2	Advanced Robotics
3	Artificial Intelligence
4	Civil Nuclear
5	Communications
6	Computing Hardware
7	Critical Suppliers to Government
8	Cryptographic Authentication
9	Data Infrastructure
10	Defence
11	Energy
12	Military and Dual-Use
13	Quantum Technologies
14	Satellite and Space Technologies
15	Suppliers to the Emergency Services
16	Synthetic Biology
17	Transport

届出対象となる取引（Trigger event）は、(a) 発行済株式数もしくは議決権の保有割合が 25%以下の状態から、25%超取得することになる場合、(b)同 50%以下の状態から 50%超となる場合、(c)同 75%未満の状態から 75%以上となる場合、(d)対象企業の経営方針に重大な影響力を行使することができる場合、(e)対象企業の事業統治に関連する決議（any class of resolution governing the affairs of the entity）を通過させる、もしくは阻止することができる議決権を有している場合が該当します。上記基準には、投資額や対象企業の売上高、総資産等に基づく数値基準が定められていないことに留意が必要です。

また、同法では、対象企業の範囲について幅広く解釈しており、英国で設立された法人に限らず、英国内で事業を営んでいる事業体、及び英国内の者に商品やサービスを提供する事業体についても、対象企業として捉えられることとされています。

(2) Call in 制度

同法においては、国家安全保障の観点から懸念のある取引を ”Call in”（召喚）する権利を与えています。そして、当該権利は過去一定期間にわたって遡及的に影響力を持つことに留意が必要です。具体的には、上述した Trigger event が生じた日から 5 年以内、または所管大臣が Trigger event について知ったときから 6 ヶ月以内に、権利を行使することが可能とされています。また、法案が提出された日（2020 年 11 月 12 日）以降にクロージングを迎えた取引についても遡及的に Call in の権利があります。

(3) 任意届出制度

上記 17 業種以外の分野での投資検討に際しても、投資家が Call in の懸念があると考えられる場合、任意に所管大臣に届け出ることが推奨されています。任意届出制度を利用した場合の効力は、強制届出制度と同様となります。

(4) 結果、罰則等

届出の結果、国家安全保障上のリスクがあると判断された場合、所管大臣は当該リスクを軽減するための改善措置を命令することができます。また、クリアランスを取得せずに完了した取引は無効とされるとともに、全世界売上高の 5%もしくは 10 百万£のいずれか大きい額の罰金が課されることとされています（その他、必要な情報提供を怠る等した場合、別途異なる罰則が定められています）。

M&A プロセスに与える影響

届出受領後、30 営業日以内に初期的なレビューが実施されます。当該レビューの結果により詳細な調査が必要と判断された場合には、更に 30 営業日の審査期間へと移行します（当該審査期間は、所管大臣が必要と判断した場合、追加で 45 営業日延長される可能性があることとされています。）。

こうした手続に要する期間を考慮する必要があることは勿論、株式譲渡契約上の取引実行にあたっての前提条件の記載に関し追加的な交渉が必要となることも想定されます。したがって、クロージングまでの期間は従前に比し数ヶ月長期化する可能性がある点に、留意が必要です。

また、デューデリジェンスのプロセスに際しても、対象事業・資産の内容、所在地、主要な販売先等について、NSI 法適用の可能性という観点から、これまで以上に慎重な調査が必要と考えられます。

おわりに

法案提出と同時に提示された影響度調査（※1）によれば、同法の適用に伴い毎年 1,000～1,830 件の届出があり、そのうち 70～95 件が具体的な審査対象となり、さらにそのうち 10 件程度で改善措置が行われることが見込まれています。こうしてみると、規制自体は強化され、上述のとおり M&A 実行に際してスケジュール等配慮すべきことは増加する懸念があるものの、必要以上に外国企業の投資を抑制する趣旨があるものではないと考えられます。NSI 法案提出と同時期に海外からの投資促進を企図した新組織（投資局 Office for Investment（※2））を設立していることから、英国にとり必要な投資は引き続き積極的に呼び込もうという姿勢が伺えます。

約 67 百万人の人口を抱える市場、多様な文化に寛容な国民性、フィンテック分野やカーボンニュートラル等中心に新規ビジネスの創出及びベンチャー企業育成に積極的な土壌等英国は引き続き魅力的なビジネス環境を有しているといえます。NSI 法が一つの考慮材料になることは間違いありませんが、日本企業に対しても常にオープンであり、積極的な投資を受け入れる用意があることも忘れてはいけません。

※1 [NSI 法導入に伴う影響度調査（2020 年 11 月）概要](#)

※2 [Office for Investment](#)

ご参考—Grant Thornton UK Japan Desk（ロンドン）

[海外ジャパンドesk | Grant Thornton](#)

以上